

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	PCT/JP2018/032340
0-2	国際出願日	2018年 08月 31日 (31.08.2018)
0-3	(受付印)	RO/JP
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JPO-PAS i330
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (RO/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	3522PCT
I	発明の名称	ソフトウェア導入システム、ソフトウェア導入方法、及びソフトウェア導入プログラム
II	出願人	
II-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
II-4ja	名称	株式会社日立製作所
II-4en	Name:	HITACHI, LTD.
II-5ja	あて名	1008280 日本国 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
II-5en	Address:	6-6, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1008280 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
III-1	その他の出願人又は発明者	
III-1-1	この欄に記載した者は	発明者である (inventor only)
III-1-3	右の指定国についての発明者である。	
III-1-4ja	氏名(姓名)	杉本 和正
III-1-4en	Name (LAST, First):	SUGIMOTO, Kazumasa
III-1-5ja	あて名	1008280 日本国 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所内
III-1-5en	Address:	c/o HITACHI, LTD., 6-6, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1008280 Japan

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

IV-1	代理人又は共通の代表者、通知のあて名 下記の者は国際機関において右記のごとく出願人のために行動する。	<b>代理人 (agent)</b> <b>一色国際特許業務法人</b> <b>ISSHIKI &amp; CO.</b> <b>1080073</b> <b>日本国</b> <b>東京都港区三田三丁目 1 1 番 3 6 号三田日東ダイビル</b> <b>Mita-Nitto Daibiru Bldg., 11-36, Mita 3-chome, M</b> <b>inato-ku, Tokyo</b> <b>1080073</b> <b>Japan</b> <b>03-4500-9106</b> <b>03-3455-4377</b> <b>mail@isshiki.com</b> <b>110000176</b>
IV-1-1ja	名称	
IV-1-1en	Name:	
IV-1-2ja	あて名	
IV-1-2en	Address:	
IV-1-3	電話番号	
IV-1-4	ファクシミリ番号	
IV-1-5	電子メール	
IV-1-6	代理人登録番号	
V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	<b>2017年 09月 01日 (01.09.2017)</b> <b>2017-168219</b> <b>日本国 JP</b>
VI-1-1	出願日	
VI-1-2	出願番号	
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	
VI-2	優先権証明書送付の請求 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、該当する場合には記載されたアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報を電子図書館から、取得することを請求する。	<b>VI-1 アクセスコード : E8C2</b>
VI-3	引用による補充： 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。	
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	<b>日本国特許庁 (ISA/JP)</b>

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

VIII	申立て	申立て数	
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-	
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-	
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-	
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	-	
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-	
IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書(申立てを含む)	3	✓
IX-2	明細書	27	✓
IX-3	請求の範囲	5	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	17	✓
IX-7	合計	53	
IX-8	添付書類	添付	添付された電子データ
	手数料計算用紙	-	✓
IX-20	要約とともに提示する図の番号	9	
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語	
X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印	(PKCS7 デジタル署名)	
X-1-1	氏名(姓名)	一色国際特許業務法人	
X-1-3	権限(署名者が法人の場合)		

## 受理官庁記入欄

10-1	国際出願として提出された書類の実際の受理の日	2018年 08月 31日 (31.08.2018)
10-2	図面	
10-2-1	受理された	
10-2-2	不足図面がある	
10-3	国際出願として提出された書類を補完する書類又は図面であつてその後期間内に提出されたもの実際の受理の日(訂正日)	
10-4	特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日	
10-5	出願人により特定された国際調査機関	ISA/JP
10-6	調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない	

## 国際事務局記入欄

11-1	記録原本の受理の日	
------	-----------	--